



東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業に係る 特定建築者の公募について（B棟・D棟）

独立行政法人都市再生機構（以下「機構」といいます。）は、東京都中央区において施行しています東京都市計画晴海三丁目西地区第一種市街地再開発事業（以下「再開発事業」といいます。）について、下記のとおり特定建築者の募集を行うこととしましたので、お知らせします。

記

1 募集の主旨

機構は、晴海三丁目西地区において、既存集合住宅の建替による居住機能の更新・継続と新規住宅供給を主体として、宿泊・業務等諸機能の導入による複合市街地の形成を目指し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、併せて公共施設の整備を行うため、都市再開発法（昭和44年法律第38号。以下「法」といいます。）に基づき、再開発事業を施行しています。

再開発事業では、4つの街区に、住宅や業務施設など計7棟の施設建築物を計画していますが、このうちB街区のB棟（住宅）及びD街区のD棟（事務所）については、民間事業者のノウハウを施設建築物整備に活かしていただくため、法第99条の2第2項に基づく特定建築者制度の活用を図ることとしました。

今般、法第99条の3第1項の規定に基づき、B棟及びD棟についてそれぞれ特定建築者を公募しますのでご案内いたします。

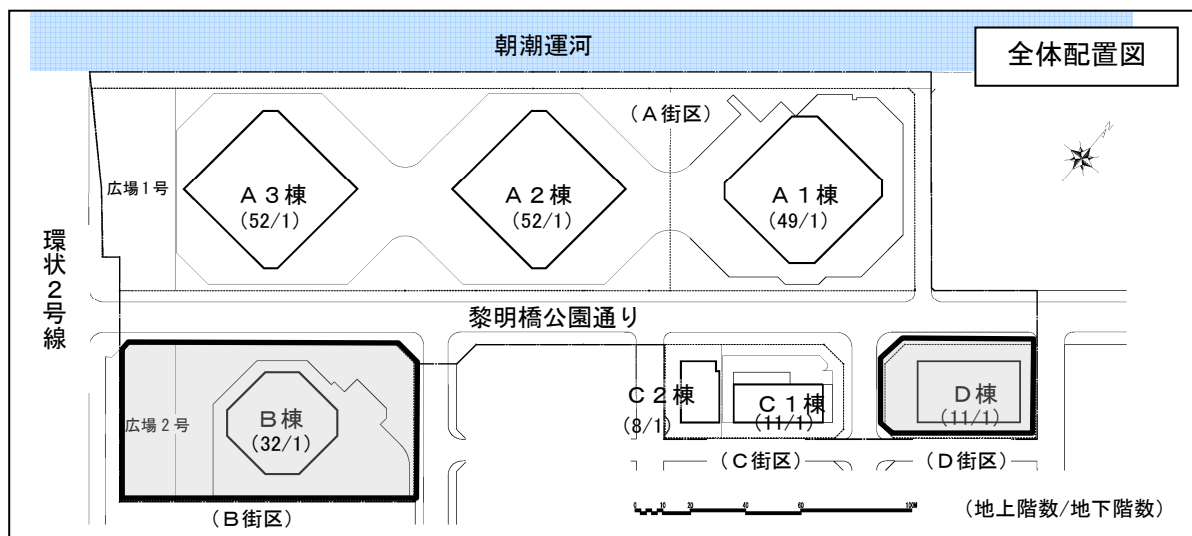
2 再開発地区の概要

- (1) 所在地：東京都中央区晴海三丁目
- (2) 地区面積：約4.2ha
- (3) 主な用途地域等：
 - イ 準工業地域（A街区）
 - 第一種住居地域（B・C・D街区）
 - ロ 防火地域
 - ハ 晴海地区地区計画（800%・500%・400%/80%）
 - ニ 海岸保全区域（A街区及びB街区の一部）
 - ホ 港湾隣接地域（A街区の一部）

3 募集対象

次に掲げる特定施設建築物を整備していただく特定建築者を募集します。なお、B棟、D棟でそれぞれ別の募集単位となりますのでご注意ください。(一括募集ではありません。)

特定建築者取得床の部分	B棟		D棟	
	住宅	20,933.60 m ²	生活関連施設	300.00 m ²
専用床面積計	20,933.60 m ²		事務所	8,677.47 m ²
敷地面積	6,123.32 m ²		8,977.47 m ²	
			1,882.77 m ²	



4 募集要領の配布及び申し込み（B棟、D棟共に募集スケジュールは共通）

(1) 募集要領の配布

期間：平成22年12月6日（月）～平成23年2月25日（金）

土、日、祝日及び年末年始（12月29日（水）～1月3日（月））を除く
午前10時～12時及び午後1時～5時

場所：独立行政法人都市再生機構東京都心支社 晴海・勝どき都市再生事務所
東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエア
オフィスタワーZ 3階

※募集要領を希望される方は、予め来社日時を同事務所へ連絡の上、お越しく下さい。
(連絡先は末尾記載。)

(2) 一次審査（資格審査及び建築計画等の審査）参加申込書類の受付等

期間：平成23年2月21日（月）～平成23年2月25日（金）

午前10時～12時及び午後1時～5時

場所：独立行政法人都市再生機構東京都心支社 晴海・勝どき都市再生事務所
東京都中央区晴海1-8-12 晴海アイランドトリトンスクエア

オフィスタワーZ 3階

※一次審査参加申込書類を提出される場合は、予め来社日時を同事務所へ連絡の上、お越しく下さい。(連絡先は末尾記載。)

その他、詳しい応募手続きは、募集要領をご覧ください。

お問い合わせは下記へお願いします。

東京都心支社 晴海・勝どき都市再生事務所 事業計画第一課

(電話) 03-5548-8633

東京都心支社 総務企画部 総務チーム

(電話) 03-5323-0087